

ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理
(論点メモ)

(1) 化学物質のリスクに応じた管理体系と安全性情報の伝達

- ・特に高い有害性が懸念される化学物質（高ハザード化学物質）への対応を担保しつつ、サプライチェーン全体において、リスクベースでの化学物質管理をどのように促進すべきか。
- ・国際的な動向にも対応しつつ、サプライチェーンにおける安全性情報の流通は如何にあるべきか。

リスクベースの化学物質管理においては、化学物質の製造・使用等による環境中への残留に起因した人の健康又は生態系に及ぼす危害について、その程度を「リスク」として把握し、その管理のための適切な手法を講じることとなる。

このためには、化学物質の安全性情報を川上事業者から川下事業者へと着実に提供することが極めて重要であり、これにより、事業所周辺への環境放出に伴う影響も考慮したリスク評価及び管理を行うことが可能となる。

GHSにおいては、有害性が一定以上あると分類される化学物質については、MSDSによる安全性情報の流通を図るべきとされているが、こうした国際動向も踏まえ、事業者間での安全性情報の流通は如何にあるべきか。

また、消費者への化学物質に関する環境汚染のリスクを管理する観点からの情報の提供は如何にあるべきか。

(2) 高ハザード化学物質の厳格な規制

- ・リスクベースの化学物質管理を推進する中で、高ハザード化学物質の管理はどうかあるべきか。

難分解、高濃縮、長期毒性の性状を併せ持つ高ハザード化学物質（第一種特定化学物質）については、一度環境中に放出された場合、その性状からリスク管理が基本的に困難となる物質であるため、原則として製造・輸入等を禁止し、特に厳格な管理を行っている。これらの第一種特定化学物質への厳格な規制については、リスクベースの化学物質管理を推進する中で、どのように扱うべきか。

一方で、高ハザード化学物質であるが、POPs条約で許容される生産・使用については、化審法の厳格な規制体系の中で認められないこともある。このような物質の代替不可能な用途（エッセンシャルユース）について、どのように取り扱うべきか。

また、高ハザードの懸念がある化学物質（第一種監視化学物質相当のもの）については、その管理を徹底するための措置（情報伝達等）は如何にあるべきか。

(3) リスクの観点から懸念の高い化学物質の適切な管理

- ・リスクの観点から懸念の高い化学物質の管理制度は如何にあるべきか。

サプライチェーンにおける化学物質の適正管理の観点からは、個々の事業者が最適な化学物質管理を行うことが求められるが、一定のハザード及び環境中に継続して存在する見込みがあるとされる化学物質については、化管法に基づいて事業者が自らの排出状況を把握し、リスク評価・管理を進めている。

また、化審法では、国が、一定のハザードがあるとされる化学物質を第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質に指定し、さらに国がそれらのリスクを評価した結果、環境中に残留することにより人の健康又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生じるおそれがあると判断されるもの（第二種特定化学物質）を管理する（技術上の指針の遵守、表示、必要に応じてその製造輸入量を制限）制度体系となっている。なお、化学物質が使用されている製品については、環境中に放出されるかどうかを勘案しつつ個別に政令で指定し、化審法の下で化学物質と同様の規制措置対象（表示、必要に応じてその輸入量を制限）とすることができる。

こうした状況を踏まえ、今後、リスクの観点から懸念の高い化学物質については、その使用・含有製品を含めた規制は如何にあるべきか。化管法との連携は如何にあるべきか。また、規制対象となる候補の化学物質（第二種、第三種監視化学物質相当のもの）について、国としてのリスクの把握・評価を如何に進めるべきか。